

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和 8 年 8 月 25 日（火）10 時～12 時
会場	大田区役所 201～202 会議室
出席者	出席：《委員》 石渡委員（会長）、鹿野委員（副会長）、渡邊委員、星野委員、中島委員、 常安委員（欠席）、石橋委員、大谷委員、菅野委員、丸山委員（欠席）、神作委員、 長谷川委員（欠席）、横井委員、高瀬委員、根本委員、有我委員、近藤委員 事務局：《大田区》 政本福祉支援担当部長（欠席）、山浦福祉管理課長、黄木福祉支援調整担当課長、 長岡指導監査担当課長、喜多高齢福祉課長、竜崎障害福祉課長（係長代理出席）、 塚本介護サービス推進担当課長、要大森地域福祉課長、浅沼調布地域福祉課長、 今井蒲田地域福祉課長（欠席）、若林糺谷・羽田地域福祉課長、 富永自立支援促進担当課長、 菊地調整担当係長、滝本調整担当係長、根本調整担当係長、千葉主事、浅井主事 《大田区社会福祉協議会》 上田事務局次長、大淵地域福祉推進課長、岡田おおた成年後見センター長、 福本係長、吉田主任、中村主任、内藤主任、白石主事
次第	1 開会 2 委員紹介（資料番号 1） 3 議事 （1）報告事項 ア 民法及び社会福祉法の一部改正概要 イ 改正法施行スケジュール及び厚生労働省や全社協等の今後の動き （ア）改正法施行スケジュール （イ）厚生労働省や全社協等の今後の動き a ガイドライン等の検討開始（厚労省の三つの研究補助事業） b これからの権利擁護支援のあり方に関する検討委員会（東社協） c 地域における権利擁護の支援体制に係るワーキンググループ（厚労省） ウ 大田区の成年後見制度の推移について エ 老いじたく推進事業の事業実績及び今後の展開について オ 計画指標の一つ「成年後見制度の認知度（区の施策検証等に向けた区民意識調査）」の推移 （2）協議事項 ア 部会及び勉強会の報告 ・地域連携ネットワーク強化部会 ・金銭管理勉強会 イ 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	4 事務連絡 ・今後のスケジュール 5 閉会
会議資料	資料番号 1 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿 資料番号 2 民法等の一部を改正する法律の概要（法務省民事局作成資料） 資料番号 3 社会福祉法等の一部を改正する法律の概要（厚労省作成資料） 資料番号 4 これからの権利擁護支援のあり方に関する検討委員会（東社協） 資料番号 5～5-4 地域における権利擁護の支援体制に係るワーキンググループ（厚労省） 資料番号 6 大田区の成年後見制度の推移について 資料番号 7 老いじたくセミナーの開催 資料番号 8 計画指標の一つ「成年後見制度の認知度の推移」 資料番号 9-1、9-2 地域連携ネットワーク強化部会の活動報告 資料番号 10 金銭管理勉強会の活動報告 資料番号 11-1 地域連携ネットワーク強化部会及び金銭管理勉強会のこれまでの検討内容等 資料番号 11-2 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために～地域連携ネットワークに基づく仕組みを考える～ 参考資料 大田区成年後見制度等利用促進協議会設置要綱 【チラシ・パンフレット等】 ○大田区報 7 月 1 日号 2 面 老いじたく ○老いじたく推進事業チラシ令和 8 年度
議事要旨	<u>1 開会</u> 中核機関 大田区 有我福祉部長あいさつ ～～～有我福祉部長 あいさつ～～～ <u>2 委員紹介</u> ～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 1 に基づき紹介～～～ ～～～新任委員の横井委員 あいさつ～～～ <u>3 議事</u> （1）報告事項 ア 民法及び社会福祉法の一部改正概要 イ 改正法施行スケジュール及び厚生労働省や全社協等の今後の動き （ア）改正法施行スケジュール

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

(イ) 厚生労働省や全社協等の今後の動き

a ガイドライン等の検討開始（厚労省の三つの研究補助事業）

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 2 及び 3 に基づき説明～～～

b これからの権利擁護支援のあり方に関する検討委員会（東社協）

～～～石渡会長 資料番号 4 に基づき説明～～～

c 地域における権利擁護の支援体制に係るワーキンググループ（厚労省）

～～～星野委員 資料番号 5 ～ 5 — 4 に基づき説明～～～

ウ 大田区の成年後見制度の推移について

エ 老いじたく推進事業の事業実績及び今後の展開について

オ 計画指標の一つ「成年後見制度の認知度（区の施策検証等に向けた区民意識調査）」の推移

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 6、7、8 に基づき説明～～～

【石渡会長】

今までご説明いただいたところで、補足説明や何か質問はありますか。

【大谷委員(東京税理士会)】

資料番号 2 で、事理弁識能力を欠く常況にある方は、今までの後見に該当すると思われるが、そのあとの説明に、法定の重要な財産行為の取消の仕組みを「特定補助の仕組み」とされ、これを選択することが可能とあります。

「特定補助の仕組み」を選択する判断は、非常に難しいと考えるが、本人が判断をするというふうに理解するのでしょうか。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

まず、「特定補助が必要かどうか」は、申立人（本人を含め、申立権のある者）の判断によることになると考えられます。今回の改正では、類型をなくすということの意味で、事理弁識能力が不十分であることが前提条件ですが、その程度が重度でも軽度でも分類をしないということです。

後見なのか保佐なのか補助なのかという程度の判断をして申し立てをするのではなく、事理弁識能力が不十分な状態である人は皆、補助となります。

ここに書いてある「事理弁識能力を欠く常況にある」というのは、現行の後見をイメージされがちですが、これも審議会の中で、現行の後見人が選任されている方たちが、この最初の改正のときの 2000 年のときに、想定されていた事理弁識能力を欠く常況とは言えない人も、後見になってしまっている現状があるということが確

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

認されています。

検討の中で議論がありまして、今現在後見類型の方がそのままこの特定補助になるのではないということも議論を重ねてきました。

ですから、現行で言うところの後見相当と言われる事理弁識能力を欠く常況にある方が、みずから法律行為を行ってしまう状況があり、取り消しをしなければならないというのが、逆にどういう状況なんだろうということも議論になりました。そういう可能性がある方の場合には特定補助、本人同意がなくても取り消しをすることができるという特定補助を選択することは可能だという説明になります。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

不動産の部分やお金の管理の部分だけがなかなかうまくできない方が数例あり、不動産を売る必要がないのに、時価よりもかなり安く売却する事例があった。

そういう症例ケースがあり、非常に気の毒な状況という方とか或いは日常の生活費の支払いが生活保護で、2 か月に 1 回はお金が支払われ、それを冷静に判断して生活費をもらえれば、全く問題ないが時々飲みに行ってしまう、そのお金が切れちゃうような症例があります。

このため、実際今困ってるケースの相談を受けたりしていますが、こういう今日お聞きしたようなケースを実際の事例で当てはめながら、今度は新しい法改正等を実地で勉強していかなくちゃいけないと今日強く思いました。ケースごとにそういう相談できるような場所が、例えば国とか市区町村とか、今後ちょっと気軽に相談できるような仕組みというのは、今後の改正等々で考えられたらどうかと思いました。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

黄木課長からの説明で、現状の中核機関と言われているところが、法的根拠に基づき「地域権利擁護相談支援センター」になるという話があったと思います。

そこがまさに、そういったいろいろな入口の相談を気楽に聞き、気楽に相談を受けられるところになると考えられています。

現在社協では、地域包括支援センターや障がい者の相談を受けられる機関等から、少々難しい事例を検討してほしい相談があり、権利擁護支援検討会議で検討していますが、地域権利擁護相談支援センターが令和 9 年 4 月から法制化されます。運営マニュアルの作成が厚労省の調査研究事業で行われており、どのような機能をもつのか、個人情報の取扱いはどうなるのか、守秘義務の課題がクリアになるようなことを今運営マニュアルの中で定めていこうとしています。基礎自治体が国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に則って中核機関を設置するということに取り組んでおり、現在全国で 8 割ぐらい設置されています。複数の自治体が広域で設置しているところもあります。大田区は設置済で、それをさらに強化していくという

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ことが望まれているということです。

【石渡会長】

行政のほうで何か補足がございますか。

【黄木課長（大田区福祉部）】

星野委員からもあったとおり地域権利擁護相談支援センターが核になってくるものと思っています。

あとでお示ししますが、地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンター、病院もそうですし、気軽にというところをどこでどのように受け付けるのかというところは、やはり 1 か所だけでは厳しいことになるのかなと思っています。

そういうところで皆様方のネットワークの力を、大田区はどう強めていくのかを引き続き議論していく必要があると思っています。

【石渡会長】

このあたりのことを皆様からご意見を何かご発言いただければと思います。

今までのご報告と関わってきますけれども、引き続き協議事項に入ります。部会及び勉強会の報告ということで、大田区が独自に行ってきた地域連携ネットワーク強化部会と金銭管理勉強会の報告について、黄木課長ご説明お願いいたします。

（2）協議事項

ア 部会及び勉強会の報告

- ・地域連携ネットワーク強化部会
- ・金銭管理勉強会

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 9-1、9-2、10、11-1 に基づき説明
～～～

イ 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために

～～～岡田成年後見センター長 資料番号 11-2 に基づき説明～～～

【石渡会長】

本当に必要な議論や検討がすでに大田区ではなされているんだとご報告を聞いて再認識いたしました。この二つの部会を一緒にすることについては、最後に、委員の皆様にお諮りすればよいですか。

【黄木課長（大田区福祉部）】

基本的にそんな形でやらせていただきたいと思いますので、「了承する」とおっしゃっていただければ、ありがたいです。

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【星野委員（東京社会福祉士会）】

地域連携ネットワーク強化部会と金銭管理勉強会の両方に参加しているので、確認をしたいことがあります。身元保証の問題もすごく出ていますが、本来国は、身元保証を必要としない社会構造を求めているのであり、身元保証が必要だからこういう仕組みをつくっていくということではなく、そうはいっても現場では身元保証的な要素が求められる実情があるため、実態を踏まえた検討が必要であるという意見が出ていることを補足します。

これは、今、岡田センター長が説明された資料 11-2 のところで、今東京都内でも幾つかの自治体でこういう取り組み進められているご紹介があり、私に関わっているところにおいては、預託金の問題というのは、実は払えないだけではなく、預託金の受取り人を指定できないという問題もあります。

要は、頼れる人がいないからこういう事業でお願いしたいと言っているのに、預けたお金を最後残ったら誰に引き渡せばよいのか。知人や友人ではだめですと言われてしまうと、頼れる人がいないから相談しているのに、そこでも「人」を求められるのかとなると結局、利用ができなくなっているという事例が関わっている地域では課題となっています。

この預託金の問題は、残ってしまったらどうするのかというところで使用しづらくなっていることが発生しています。

【石渡会長】

情報の追加も含め、ご説明いただきました。

今までのご説明を聞いた上で、やはり私としては、どのような地域のネットワークを作っていくべきか、或いはもうすでにこんな先駆的な実践があるとか委員の皆さんそれぞれの立場で、何かお気づきのところをご発言いただいた上で、最終的に、委員会としては二つの部会の合体について、決をいただきたいと思います。

【鹿野委員（三弁護士会）】

まず先に申し上げておこうと思ったのが、その二つの部会で、より綿密かつ濃厚な議論をしていたけれども、最終的に地域で生活するとなったら、やはりお金の管理の問題が切っても切れないという意味で、濃密な議論をされた上で、その地域連携の話と金融機関の仕組みの話は、一緒に考えるとなったのは、そのとお리だと思いますので、私は発展的解消で、一つのグループになって協議をするという方向性に賛成です。

あと、大田区の取組みに関して、事前打ち合わせのときにもあったんですが、資料番号 8 で成年後見制度の認知度の推移が、令和 7 年度に「知らない」人が増えてしまったということについては、知っているか知らないかと聞かれたときに、言葉

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

だけ聞いたことがある。知っていると思う方と聞いたことあるけれども知っているといえるかと思い、知らないと答える人もいます。

「知らない」という選択肢を残した上で、その中に、「言葉も聞いたことがない」、「言葉は聞いたことがある」をさらに付け加えると、本当に全然認知度がいないのかわかるんじゃないかと思いますし、内容まで知っているというのも、すごく内容が多岐にわたるので、内容を全部知っていなかったら知っていると言っちゃいけないと思うと、内容は知らないをチェックする人もいるかと思うと選択肢はこのままで、さらに、確認したかったら、成年後見制度が、裁判所を使ってやる制度だということを知っていますかとか、何か具体的に聞くと、意外に認知度はそんなに低くないと思われるんじゃないかと思いましたので、ご参考にしていただければと思います。

あと 1 点ですけれども、老いじたくセミナーの紹介があったのは、資料 7 ですね。老いじたくに関心がある方はシニア世代の方が多いそれもそうかもしれないですが、実際に頼れる身内の立場になっている人が、やはり自分 1 人で抱えていることの大変さだとか。これからどんどんこういう生活が重くなっていくという不安もあって、どんな制度があつて、自分 1 人で抱えるんじゃなく、支援者をふやす制度があればみたいに、安心して聞きに来る方も多いのではと思います。ひいては、我が事として自分自身が年齢を重ねたら、今度は支援を受ける場合になるというふうに思うかと思うと、シニアに向けてではなく、そういう支えてる立場や世代の方にも来てもらいやすいようなセミナーを考えるのはいかがなものかと思いました。以上です。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

成年後見制度の認知度のところ資料番号 8。これは法改正の議論がちょうど始まったころの調査だと思います。「内容まで知っている」は私も鹿野委員と同じような感覚を持ちます。言葉は知っているけれど、内容は言えないみたいな人も一定程度は入っているというふうに思いましたので、そこはあまり気にしなくて良いと思います。ただし、気になったのは明確に「知らない」と答えている人が、令和 7 年度は今までで一番多いので、気になると感じたことです。

あと、老いじたくの件、確か前のこの議論の中でも、支える側もちろんそうですし、次の世代もそうなんだけど、こどものうちから、こういうことを知っておくべきではないかという話が出てたような気がするんです。

つまり、学校教育との関係です。

こどもも親がいて、またその親がいてという多世代家族が減ってきていますが、例えば介護保険制度は、広く社会に知れ渡った。

一つの要因は、介護保険制度をお子さんはよく知らないかもしれない。

でも介護について全然知りませんとならないのは、やはりそういう話題に触れる

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

機会があるからだと思います。

成年後見とか権利擁護も、こどものときから周知していくということだったら、地域連携としては、学校などの教育機関、もしくは教育委員会というところにも繋がっていく。

国でつくっているネットワークに、こどもが入っているというのは、まさにそういうことではないかと思います。

【大谷委員(東京税理士会)】

先ほどワーキンググループの設置というところですが、合同で会議を行う。それぞれの部会は、それぞれ残すのか？それとも解消しようとするのかを確認したい。

【黄木課長（大田区福祉部）】

説明に少し不備がありました。

それぞれの部会なり、勉強会はそのまま残します。

ただし、今回は、今ご意見をいただきましたとおり密接に関係があるもので、改めてワーキンググループという言い方をして、一緒に、委員さんも重複していらっしゃるので、連携して実際に話し合いを進めていきたいという意味です。

【大谷委員(東京税理士会)】

あともう 1 点。資料番号 11-2 の下のほうです。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすための地域連携ネットワークシステムのところですが、二つ目の行政が終活支援優良事業所を認証するとなっています。

これは、民間事業者を最大限活用した事例になりますけれども、その場合、行政例えば大田区内に所在のある事業者ということになるのでしょうか。

【黄木課長（大田区福祉部）】

一つの事例という形でご紹介をさせていただいています。

大田区の中でも、それを検討することもありかなとは思っています。

まだ結論は出ていませんし、これから検討するという形になりますので、一つの例として、世の中にあるということでご理解ください。

【岡田センター長（おおた成年後見センター）】

相談の現場では、終身サポートの事業者を紹介してほしいというような声を多く聞きます。

大田区としては、これからどうしていくのかという段階ですが、先ほど資料番号 11-2 でご説明したように、静岡市や横浜市では終活支援事業者のリストを作って、ご本人がそれから選び、契約していくというスキームになっております。行政がす

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

べてを保障するということではありません。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

もしわかれればよいですが、静岡市や横浜市の取組みにおいて、優良事業者を認証と書いてあるんですけど、何かの基準に沿って認証していますか。

【岡田センター長（おおた成年後見センター）】

それぞれ認証基準があり、その基準を満たす事業者となります。申請書を提出し、審査会にかけて認証する。ただし、永遠ではなくて定期的に更新認証の申請をする仕組みになっています。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

静岡市や横浜市は行政として認証した上で、更新のような形をとって、市民が複数の事業者から選択することができるようにしているという取組みです。これはとても大事なことだと思います。

市内だけではなく、より広いエリアまで載っている可能性はあるのでしょうか。リストを見ることができますか？

【岡田センター長（おおた成年後見センター）】

静岡市のホームページ上に事業者名は掲載されていませんが、外部サイトへのリンクがはられています。

【石渡会長】

このあたりは、さらに検討が必要かなと思います。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

東京都では、認知症サポート医という制度があり、今おそらく 1,900 人ぐらいの登録があるようですが、実際に動いているのは 100 人とか 200 ぐらいで、あまり動いていません。

それから、さらに認知症サポート医の先生方を支援するためにオレンジドクターという制度があり、東京オレンジドクター制度の運営もある程度私は手伝っていますが、このオレンジドクターとか認知症サポート医の皆さんも、本日の各委員の方々の話や今日の説明は大変認知症サポート医にとっても重要な情報と思ったところです。各委員の先生には、認知症サポート医はこういう勉強をしたらいいんじゃないかみたいなアドバイスをいただけたらと考えます。この場ですぐにではなくてもと思います。

どなたでも、ご意見いただければありがたいと思いながら、お聞きしていたとこ

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ろです。よろしくお願いします。

【石渡会長】

高瀬委員から大事なご指摘ありがとうございました。

割と、今の時点でも高齢者の方の会議とか障がいの方の会議でも、各サービスの枠の中でネットワークがあるとは思いますが。

これからは、やはり区民のボランティア的な要素も含めたネットワークがすごく大事になってくると思うので、今の認知症サポーターのお話とか、サポーター医やオレンジドクターっていうんですか、どういうふうに動いていただきたいかみたいなところについては、ご家族の意見なんかも含めてすごく大事になってくると思ったので、ぜひ何かそういう声をうまく吸い上げるようなところ、システムみたいなものが、このネットワークとしてあるのかと今ご意見聞いていて感じました。

【神作委員（基幹相談支援センター）】

老いじたくセミナーについてのお話が先ほどから少し出ていたので、そこについて私も思ったことがあります。部会の中で、元気なうちの 40 代 50 代から、繋がる仕組みがあればよいという話があったかと思うんですが、本当に单身の方が世の中でもやはり増えていて、そういった方たちも将来の考えということは、40 代 50 代からいえるかなというところがありますので、老いじたくセミナーのところで、支える側に対してもそうですし、あと、若いうちから、或いは、将来を不安に感じる人たちは、そういったところに興味を持つ方がやはりいらっしゃるんじゃないかと思いますので、シニアステーションだけではないところで、何かもう少し幅広く、考えていただくのはどうかと思いましたので、意見ということで述べさせていただきました。

あと、障がい者を支える仕組みの中で、地域生活支援拠点という考え方があります。また、障がい福祉計画が、来年度変わっていく中で、施策推進会議で検討されているところであります。障がいのある方たちもその親なき後も、住みなれた地域で住み続けることができるように、或いは、それを地域の連携の中で支えていくという考え方なんですけど、地域生活支援拠点の中にも、この成年後見制度が変わっていく中で、地域で連携して支えていくかということが、何かすごくリンクする内容であると思いました。こういった拠点が、連携というところで支えていくところに繋がっていくのかなと思いましたので、その辺の紹介となります。

最近あった話ではありませんが、お孫さんを扶養に入りたいという方がいらっしゃる、働いてる方の中で、こどもさんを飛び越して、そこを扶養にという方がいらっしゃるいました。少し考えてみたときに、その方にしなければならないという家族関係だったり、家族環境だったりということが、1 事例かもしれないんですけども起こっていると考えると、やはりその事例の複雑化といいますか家族関係の複雑

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

化であったり、先ほどから頼れる身寄りという話が出ていたんですが、その頼れる身寄りというのは、どこからどこまでなのかを考えていくという中では、もう本当に関係性の複雑化というのが、今の世の中なんだなと思ったときに、地域連携ネットワーク強化部会のところでは、やはりその事例を挙げて考えるということをしていただいていたと思います。今後も何らかの形で、その複雑化した事例を本当に考えていくということも、私はそういう場もあるといいのではないかと考えております。このワーキンググループが一つになっていくということについては、概ね賛成ではあるんですけども、どこかでこういった事例なんかも取り上げながら検討する場や、こういったことが起こっているということをどこかでお伝えできれば、或いは、繋げられればというところがあるとよいと思いました。

【石渡会長】

大事なご意見ありがとうございました。地域生活支援拠点のあり方とか事例検討でのワーキングの成果みたいなのところも、ぜひ期待したいと思います。

あと、今神作委員がおっしゃった中で、これからを支える 40 代 50 代みたいなお話、今までもありますが、あと、結構 70 代 80 代でも元気高齢者は、支える側にしっかり回っていて、ヘルパーをやったりする方もたくさんいらっしゃるの、やはり、その健康を維持しながら地域貢献みたいなのところも高齢世代としては、ちょっとわかることとして検討のポイントに入れておいていただけたらと思いました。

【根本委員（東邦大学）】

今日は本当に大変勉強になりました。今日知ったこともたくさんありがとうございました。ありがとうございました。

三つの類型を補助に統一されるということで、これの趣旨は能力を評価することではなく、よりパーソナライズに支援していくという趣旨だと理解しているんですが、認知機能、つまり能力の重症度の評価を今後行わないのかを確認したい。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

法律上は、類型がなくなります。しかしながら、事理弁識能力が不十分であるという医師の診断は引き続き必要です。ただし、類型はこれまでのように補助なのか保佐なのか後見なのかという判断を求めるのではなく、包括的な代理権も与えられることはなくなります。

たとえ後見相当と思われる方であっても、必要最小限な権限だけがオーダーメイドとして設定されることになります。

今後は、定期的な見直しというのが法律に入りましたので、判断能力の回復がなくても終わることができるという判断は、当然継続が必要だという判断にも繋がりますので、年 1 回の定期報告を家庭裁判所に行っていますが、そこで終了するのか

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

継続するのかというところを家庭裁判所が確認するような仕組みを作る必要があり、具体的な方策について国で今検討されているところです。

そのときに、例えば今までだったら判断能力が回復しないと終わることができなかったけれども、判断能力が回復していなくても、必要がなくなったら終わることができるということになるわけです。

ですから、根本先生がおっしゃった医師の診断等は必要になりますし、能力の変化でも、能力の変化だけを見ているのではなく、この補助制度での支援を行う必要性があるのか。例えば、他の地域の中でのやり方で支援がかなうのであれば、この制度をやめることはできるのではないかという取組みを今後進めていくこととなります。

【根本委員（東邦大学）】

意思決定能力、能力の低下程度は、やはり知らなければその人の意思もわからないし、計量もできないということになると思います。

今までは、後見・保佐・補助の一つの目安になっていたと思います。

今後は、その程度をどういう指標を用いて、参考にするのかなというのが少々気になりました。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

一つの例で言うと、補助開始の審判を求めるときに、本人同意ができない場合があります。その同意ができないと補助を開始することができない。ただし、法律上、本人が自ら意思を発出することが困難と考えられる場合は、その限りではない、として、本人の同意がなくとも申立ては可能となります。しかし、本人が明確に「自分には必要がありません」と意思を示している場合は、申立ができないと考えられます。この状況で、本人は同意をしていないけれど、法定後見の利用が必要だと判断するためには、鑑定または医師 2 名以上の診断が必要、とされ、それが現行でも使われている「事理弁識能力を欠く常況にある者」という判断が必要となります。

しかし、改正法においては、医学的な判断だけではなくて、本人に誰がどんな説明をしたのか、どういうふうに取り扱ったのかという支援者側の関わり方が重要であるとされています。この考え方が社会モデルの考え方であり、日本の法定後見制度も医学モデルだけではなく、社会モデルの考え方を取り入れた統合モデルに変わった、と評価されています。法改正の審議会においては、障害者権利条約の指摘も踏まえての議論になっています。医学的判断をベースとしながらも、それだけで決定することではないというふうになったと受けとめています。

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【根本委員（東邦大学）】

いろいろ私の中で、ひきこりのことなんかをやっているけども今までの医療モデルになるけれども、やはりこのところの理念はすごく良いが、ある程度の客観性を担保する指標だったものが、もう全くなくなって大丈夫なのかと私は少々危惧しています。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

医師の判断がなければ、スタートできないことは変わりません。

診断書が現行から大きくは変わらないと思われます。一方で診断書の補助資料となる本人情報シートは、改正法施行後は必須の情報となる可能性が高いため、改訂が必要ではないかとの意見が示されています。

【根本委員（東邦大学）】

ただそれで大枠を今までのその能力で大きく変えていたのは、もう一つ問題だと思います。参考としての指標は、やはりあってしかるべきなのではと思いました。

【鹿野委員（三井護士会）】

その点ですが、先ほど医学モデル・社会モデルとおっしゃったように、関連能力の点で、どのぐらいの大きな問題があるがゆえに、代理が必要かという具体的にどのような行為について支援するのかに絡めて判断能力を考えていくという意味では、一定程度の客観的なものはあるとお考えいただければよろしいかと思います。

【中島委員（大田区自治会連合会）】

今いろいろなお話を承っておりまして、自治会ですので、どういうふうにかかわれるのか、どういうふうに対応方針とかを考えないといけないかと話をお聞きしました。

区報に「生涯現役宣言」という記載がありますように、各自治会にシニアクラブがありまして、結構サークル等々でかなり活発に活動されていると思います。

それから、自治会活動の中で地域の美化活動、花を植えたりですね、それから清掃したりというような活動もしておりまして、シニアクラブの皆さんも参加してもらったりしています。

高齢者に対して、どういうふう提供できるのかというようなことを多少は考えています。そんな中で、自治会役員は、かなり高齢者になってしまっています。

どちらかというと、人を見るよりも看られるほうにそろそろなってしまうと思っていましたが、今石渡会長から、80代・90代は云々とありまして、実際に自治会連合会の連合会長の中でも90歳オーバーの方がいらっしゃる。

また、一生懸命働かれているところもあって、まだまだ、何かを受ける側ではな

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

く、何かをする側で、やはり居続けなくてはいけないと認識を新たにしました。

この地域連携ネットワークに基づく仕組みというものを大田区でいろいろ構築の仕事がされていると思いますが、これにも自治会としてはどういう関わりができるのかという部分は、まだ具体的には案はありませんが今日のお話の中で考えさせていただきました。

【石渡会長】

中島委員、また大事なご指摘ありがとうございます。

第 2 期の成年後見制度等利用促進基本計画の中で、支える側・支えられる側という従来の関係を超えてのような言葉が、私はすごく好きなのですが、やはり今まで、支援をされるみたいに言われていた障がい者も含めて、いろんな地域貢献をしてくださっていると思うので、是非そういうところがしっかりと位置付けられて活動できるとよいと改めて思いました。

【渡邊委員（東京リーガルサポート）】

老いじたくの話が結構出てきていますけれども、私たち東京司法書士会大田支部では、老いじたくの相談を受託しております。

私も何度も行っているんですが、今おっしゃったことが出てきています。私が相談を受けている実感としても、以前は、やはり 80 代の方が多かったような気がしますが、最近は 50 代の方がたまに相談にお見えになります。

或いは 80 代の方の付き添いでその息子さんの付き添いが来たときも、ついでに自分のことで話を聞かれることが割とあるように思います。

そういう意味においては、少しずつ他人事ではなく、自分事という形で考えていらっしゃる方が増えてると大まかに感じている次第です。

資料 8 の成年後見制度の認知度というところで思ったんですが、これ成年後見という言葉が私たちが知らない人は多分いないんですけれども、ただ本日の資料で出てくる補助についてはまだまだよく知らない。

特定補助に関しては、残念ながら現行の後見が特定補助に変わったという認識を持っている司法書士も散見されます。

これはもう明らかな誤りなので、リーガルサポートでここはきちんと研修をやって認識を改めてもらう必要があると考えている次第です。

【石渡会長】

老いじたくの意義みたいなものは、本当にいろいろ広いんだなと改めて思いました。ありがとうございます。

【石橋委員（公証役場）】

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

今まで、この協議会に出席させていただき大田区はじめ皆さん方で、素晴らしい事業を進めていると感じています。

今後、さらに充実した事業をされることを考えることができると感銘を受けております。

その中で、以前当協議会において私がお聞きして、なるほどこれは素晴らしいと思ったものに、「老いじたく情報登録制度」があります。

色々なところで、情報を各種集めて、公証役場にたどり着いた方に、こういった制度があるんだと話すと、今まで 100%の方は、この情報を知らない状態でした。

やはり PR、そういうことを考えていない方に対して、働きかけることは難しいでしょうが、考えているにもかかわらず、自分に合った制度がないかなと探していた方でも、最近の方は、大体ネット利用できるはずです。スマホを持ってる方がほとんどですし、そういった方でもあまりこういう事業を知らないという方もいらっしゃるので、そういったあたりの周知や広報活動のほうも、さらに充実していただければありがたいと思います。

【石渡会長】

ありがとうございました。認知度に関しては、制度が変わったところも含めてどういうふうに入っていくかですね。

【大谷委員(東京税理士会)】

今、広報活動という話がございました。

何年前か、この老いじたくパンフレットや成年後見制度パンフレットを、区事務局に依頼し、たくさんいただきました。

それで、一番大きいのは、老いじたくパンフレットはすぐ無くなりました。しかし、成年後見制度のパンフレットはずっと残っています。

この老いじたくという名称が非常にソフトで、わかりやすく、内容を理解しやすいというのがあったのかもしれませんが、成年後見制度に関するパンフレットは…。

置いた場所がわからないんですけれども、とにかく老いじたくの方がすぐなくなったので、何かその辺は、象徴的な面があるのかなと感想としてずっと思っていました。

【石渡会長】

ありがとうございました。

包括の立場でいろいろこれに関わっていらっしゃる菅野委員。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

今日は、すごくボリュームがたくさんで、自分の現場の仕事を考えると、何を発言したらよいのか、少々頭が整理できていないんですけど、やはり私たち地域包括支援センターの関りでは、自分の課題に向き合っていない高齢者もたくさんいらっしゃるの、その方とこの必要性をどう共有するのかというところからも、作業というかご相談になってくるので、自分はまだ大丈夫とか、やはり、自分には必要ないとかそういうところを私たちが課題と感じてしまい、行動を進めてしまう危険さとか、その難しさを日々感じながらやっているの、すごく時間がかかる権利擁護の支援というの、介護はもちろんなんですけれど、人の相談に乗って、すごく時間がかかることだと思っている中で、制度がすごくいろんな課題を抱えながら、どんどん国の動きがスピード感溢れ良くなっていくものもあれば、どうなのかなと思うところもある内容で、何かこう活用することがすごく難しいものがあって、やはりまず私たち地域包括支援センター職員が、きちんと正しく認識することとかは、すごく大事ことだと感じます。本当に必要になったときは、すごいスピード感で支援しなきゃいけない中で、後見制度は時間もかかるので、安易に違う選択をしてしまうということも、支援者としてもあつたりします。

それが、すごくその方に対しては不利益になってしまうとか、そういう危険性を持っている仕事なんだということを、いつも念頭に置きながらやらなきゃいけないと今日すごく改めて考えさせられる内容でした。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

現場はそうだと思います。私も現場の実務者の立場で国の議論に参加してきましたので同じような感覚をもちました。

ただ、今回の法改正でぜひ伝えてほしいことは、今までだったら、1度決まったらほとんどの場合、終身やめられなかったため、利用を勧めていいのか躊躇するケースもあったと思いますが、そうではなくなるのだということです。

本人と真剣に向き合えば向き合おうほど、この制度に繋げることが本人にとってメリットがあるのかと悩むことになるのだと思っています。

これからは、真剣に向き合わなくてもよいということではなく、ただ、少し疑問があつて、補助制度が必要なんじゃないかというときに、この部分だけをやらしてもらえばいい、必要なくなった場合は終わることができるんだというふうに支援者から説明してもらえるようになることを大いに期待したいです。

これからの周知というのは、区民の方の理解度につながるような周知が必要ということです。

今までのようなすごく慎重な判断をしないといけなかったとか、時間をかけなければいけないというケースが今後もあると思います。また、実際に必要なくなったと思われてもすぐに終わることができるのかどうかは、これからの地域福祉のあり方とも関わってきます。

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

今法務省が申立ての手続き的なところを整理していると思うんですが、このようにやめることができたり、或いはもう一度申立てをするようなことになったりとか、そういうふうに制度が変わるので、申立て手続きについても、現状とは変わっていく可能性が高いです。

あとは、部会が一つになるところで確認したかったのが、意思決定支援というところは別のところでやりますというふうに確かおっしゃられたような気がしたんです。その意思決定支援というのは、まさに今の菅野委員がおっしゃった意思決定支援の取組みとか意思決定支援の周知とか実践はどうなのかっていうところと新しい制度はとてもリンクするし、この意思決定支援は別のところでどのようにやられて、今の部会が地域連携ネットワーク強化部会と金銭管理勉強会が一緒になるのかというところもちょっと教えていただきたい。

【石渡会長】

何か補足いただけるところありますか。

【岡田センター長（おおた成年後見センター）】

意思決定支援の仕組みづくりをどう進めるかは大きな課題と言えます。ワーキンググループでの検討とは分けて議論してまいります、本委員会の先生方のご意見などもいただきながら進めていきたいと思えます。

少し話がそれますが、大田区では市民後見人の養成講習を実施しています。これまでは、市民後見人養成に特化した講座でしたが、内容がかなり充実しており、いろいろな方に聞いていただきたい内容が多く含まれていますので、令和7年度からは権利擁護サポーターというコースを新たに設けました。実際12名の方が受講されて修了しています。

市民後見人を目指さなくても、ちょっと興味がある、そういった方に受講いただいて、いずれは地域の中で何らかの形で携わっていただければいいなという期待も込めて開催したところではあります。

地域の方々のお力もお借りし、そして区民の声に向き合いながら、丁寧にやっていくというところなので、只今検討中といいますか、これからというところです。

【石渡会長】

真剣にそういう形で、意思決定支援サポーターの養成みたいなところも絡めてやっていらっしゃるんですね。

意思決定支援に関しては、小学生やこどもとか、いろんなところに終末期医療なんかも含めて、いろいろ広がっていると思えます。

ワーキンググループとの関係でどういうふうに整理するかとかはやはり別にするんでしたら本当に重要になってくるとお話を聞いていて思いました。

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

今日初めての参加ですけれども、横井委員何かあればお願いします。

【横井委員（金融機関）】

我々は信用金庫という立ち位置です。立ち位置で少しピントがずれたら申しわけないんですけれども、私どもはやはりお客様では高齢者の方が多く、判断能力も少々弱ってきてしまうような方も多数いらっしゃいます。

昨日、窓口の担当の職員が説明したことを、翌日には覚えていらっしゃいませんでした。

また、職員も疲弊してきて、いろんな問題が出ているんですけれども、そういうときには専門家の方にお繋ぎしたらどんなにいいんだろうと常々考えております。そこで弊害になっているのが、やはり個人情報の取扱いというところで、なかなか、お繋ぎできない現状があります。ただ昨今の動きからしますと、こういったものもクリアできるような取組みをもうすでに行っていると発表になっていますので、今までできなかったことができるようになっていくのかと正直思っています。

今までお客様の方もそうですけれども、高齢者見守り推進事業者連絡会とか、そういった場でいろいろな方とお会いし、名刺交換をさせていただき、関係性を築いて、個人情報を伝えられなかったものが、今後はそういうことが可能になるのかというところで、何でも消費者庁との連携を図りながら、具体的には見えない、そういった個人情報保護の指針を見直すべきであると先日の日経新聞で報道されました。

これは、本当に我々地域の金融機関だけに限ったことではなく、画期的なことだと認識しておりますので、こういったことによって、成年後見制度でも、ご案内とかお繋ぎも実現可能になってくると思いますので、ぜひ、地域の金融機関として、そういった取組みを一層教育、連携していければと思っております。

【石渡会長】

あと、何か全体を通してお気づきの点がございますか。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

ちょっと場違いな関係なんですけれども、京都府立大学の精神科の丸本仁先生とかなり古い付き合いで、先だってお会いしたところ成年後見制度の推進というのが京都銀行と一緒にやっていたりして、東京のほうでも広げたいから手伝ってほしいというので、ご紹介しました。

皆さんの役になればと少しお話をしました。私も全部理解しきれておりません。

【石渡会長】

それでは、今日の協議会としては、二つ部会で合同ワーキンググループを行うこ

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	とにつきまして皆さんから前向きなご意見をいただいていたと思いますので、それはよろしいでしょうか。 【一同】 賛成 【石渡会長】 あと意思決定支援に関しても、今日ご意見をいただきましたので、ぜひ、ご意見を参考にご検討いただけたらと思います。 今日は、本当に大事なご意見いただきまして、ありがとうございました。 進行を事務局にお返しをしていきたいと思います。 【黄木課長（大田区福祉部）】 皆様ありがとうございました。 会長、ご進行ありがとうございました。 本日の内容につきまして、追加でご意見があるという方がいらっしゃいましたら、こちらから議事録等を確認させていただくタイミングもごございますので、そういったときも含めまして、ご送付いただければ幸いです。 また、議事録の方もまとめさせていただく予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは最後になりますが、閉会の挨拶として大田区社会福祉協議会事務局長より挨拶を申し上げます。 中核機関 大田区社会福祉協議会 近藤事務局長あいさつ ～～～近藤事務局長あいさつ～～～ 4 事務連絡 今後のスケジュール 第 12 回 大田区成年後見制度等利用促進協議会 令和 9 年 1 月 27 日（水）10 時～正午 開催予定
議事要点	○民法及び社会福祉法等の改正概要共有 ・成年後見の制度改正が令和 10 年秋ごろに施行される予定であり、「補助」に一元化される。 ・事理弁識能力を欠く常況にある方は、「特定補助」の仕組みを選択することが可能となるが、現在の「後見」がそのまま移行するのではない。 ・頼れる身寄りがいない高齢者や判断能力が不十分な方に対する日常生活支援・入所等の手続支援・死後事務支援が第二種社会福祉事業として位置付けられ、令和 10 年度に施行される。資力要件に該当する方は、この事業を無料又は低額で利用できる。

第 11 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	・成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を令和 9 年度から設置できるようになる。 ○大田区が取り組むべき「頼れる身寄りがいない高齢者等サポート事業」を令和 10 年度からの事業開始を目標に地域連携ネットワーク強化部会及び金銭管理勉強会が合同で検討していく。 ○「意思決定支援の仕組みづくり」も、検討すべき案件である。 ○成年後見制度の認知度調査は、聞き方の工夫次第で、より精緻なものが把握できる。令和 7 年度調査で「知らない」と答える回答者が増加しているのが気になる。 ○おいじたくセミナーは、シニア向けだけではなく、支えてる立場の世代の方も参加しやすいような仕掛けがほしい。 ○福祉支援関係者と認知症サポート医師とで、意思疎通が深まるシステムがあると良い。
第 12 回協議会の内容 予定	○法改正後の検討状況